



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 訪問看護ステーションにおけるオンライン請求・オンライン資格確認の導入に関するオンライン説明会

# 訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

凡例 オンライン請求 : マーカー  
オンライン資格確認 : マーカー

- ・ 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始します。
- ・ また、令和6年秋の保険証廃止を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化します。その際、現行の保険証廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないよう、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現します。

## 1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- ・ 訪問看護ステーションのオンライン請求を開始 (省令改正・令和6年6月施行予定。適用は翌月請求分から)
- ・ 訪問看護ステーションのオンライン資格確認を開始 ※令和6年6月開始予定
- ・ 訪問看護ステーションに対するオンライン資格確認導入に係る財政支援

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能

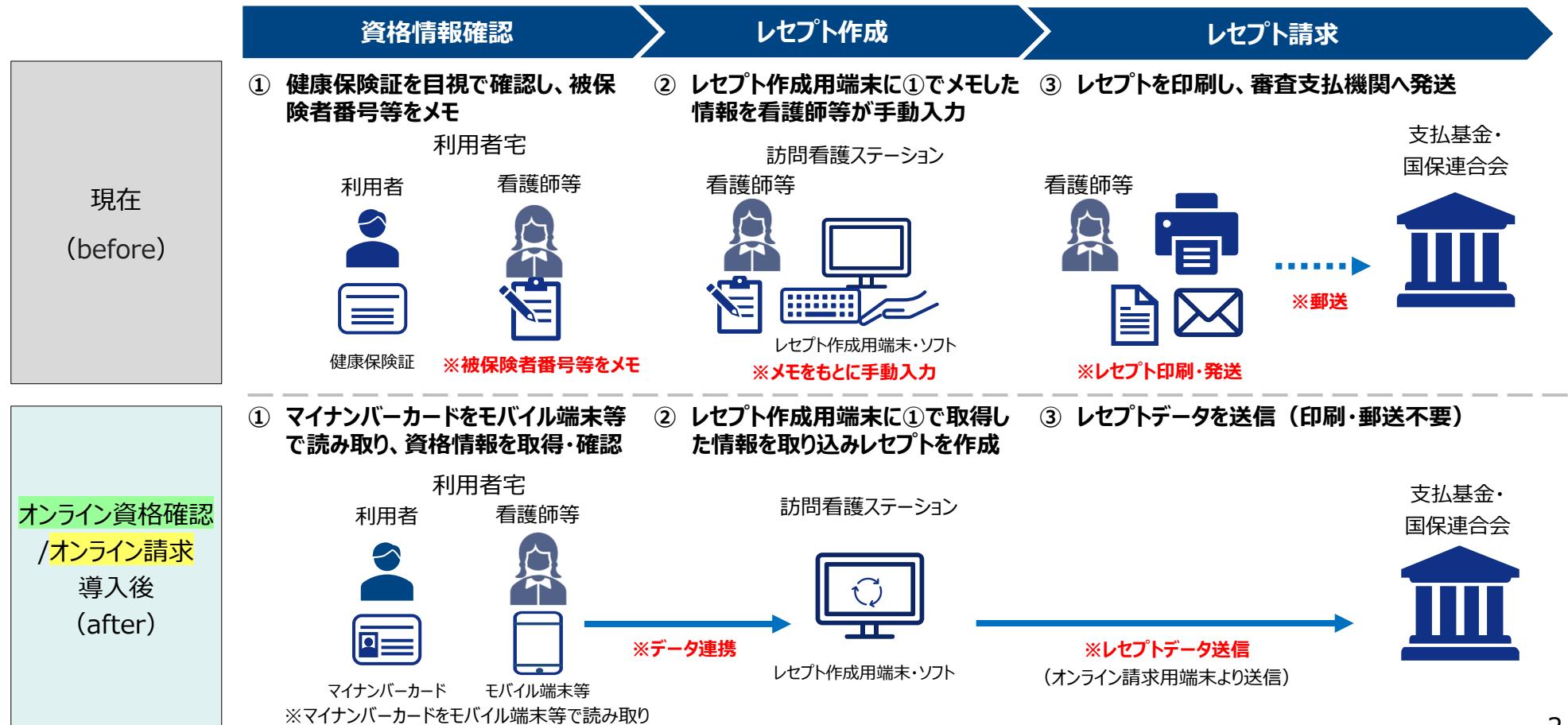
## 2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- ・ 訪問看護ステーションにオンライン請求を義務化 (省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定)  
※ 経過措置：通信障害、システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情
- ・ 訪問看護ステーションにオンライン資格確認を義務化 (省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定)  
※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

# オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

## オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。

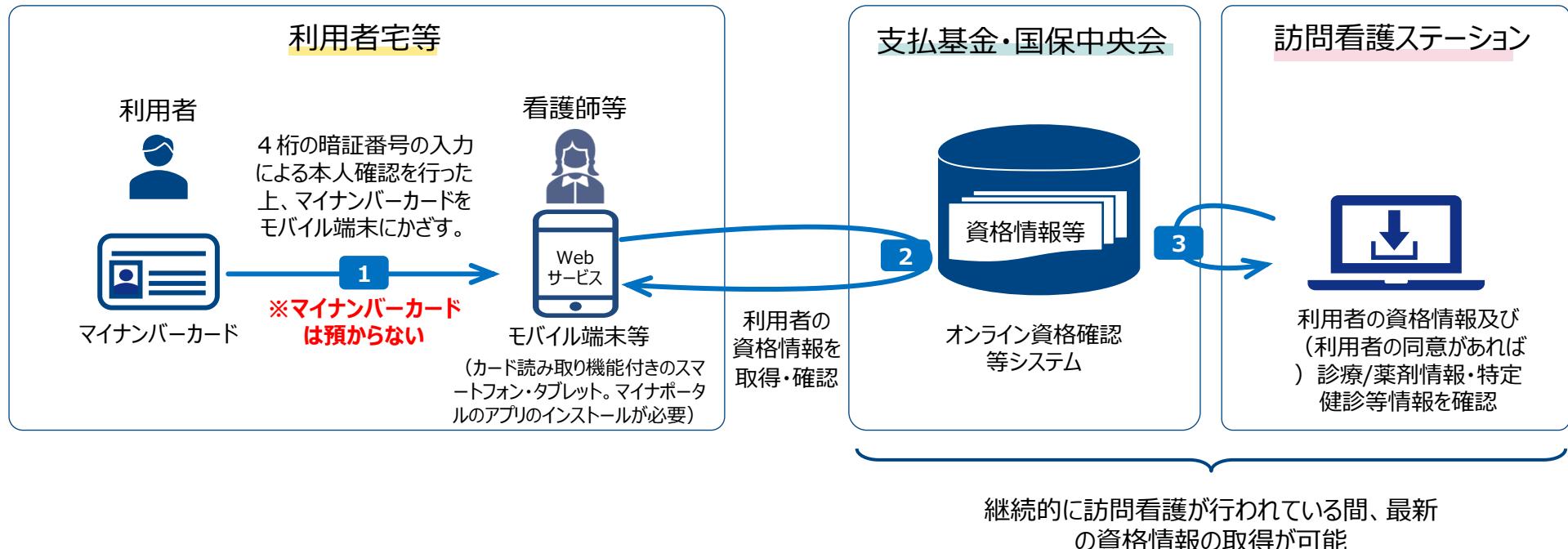


- オンライン資格確認とは



# 訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



※ 当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
- 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧可能

# 訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、生活保護の医療扶助や難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

## 利用者

### マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

### 過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

## 訪問看護ステーション

### 資格確認業務の負荷軽減

- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

### 業務の更なる効率化

- 事業所内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

- オンライン請求とは

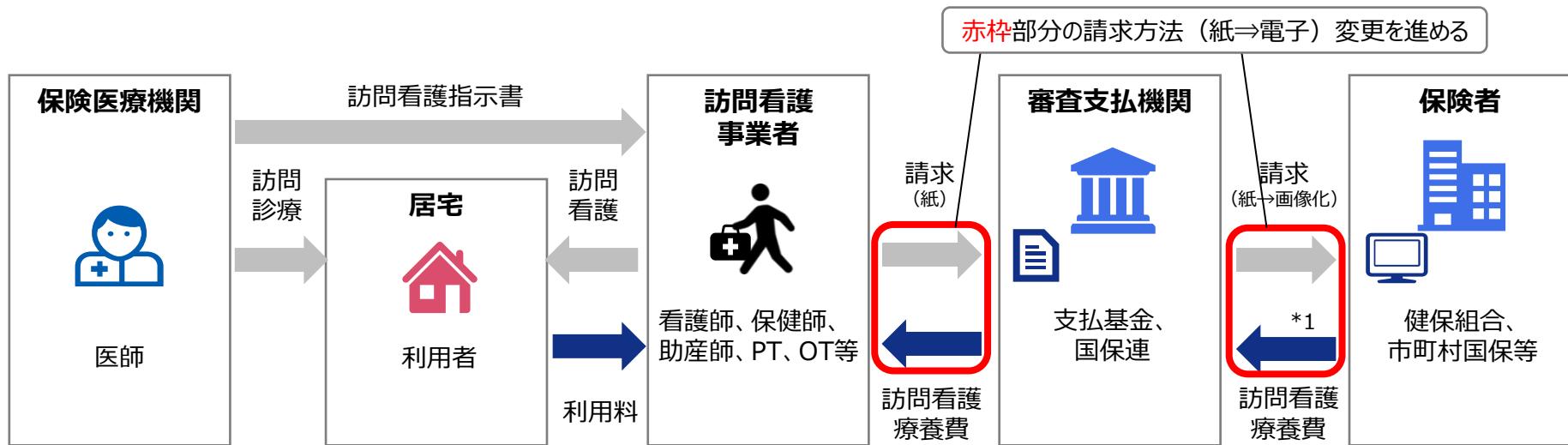


# 訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

## 1. 概要・目的

- オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化が図られます。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

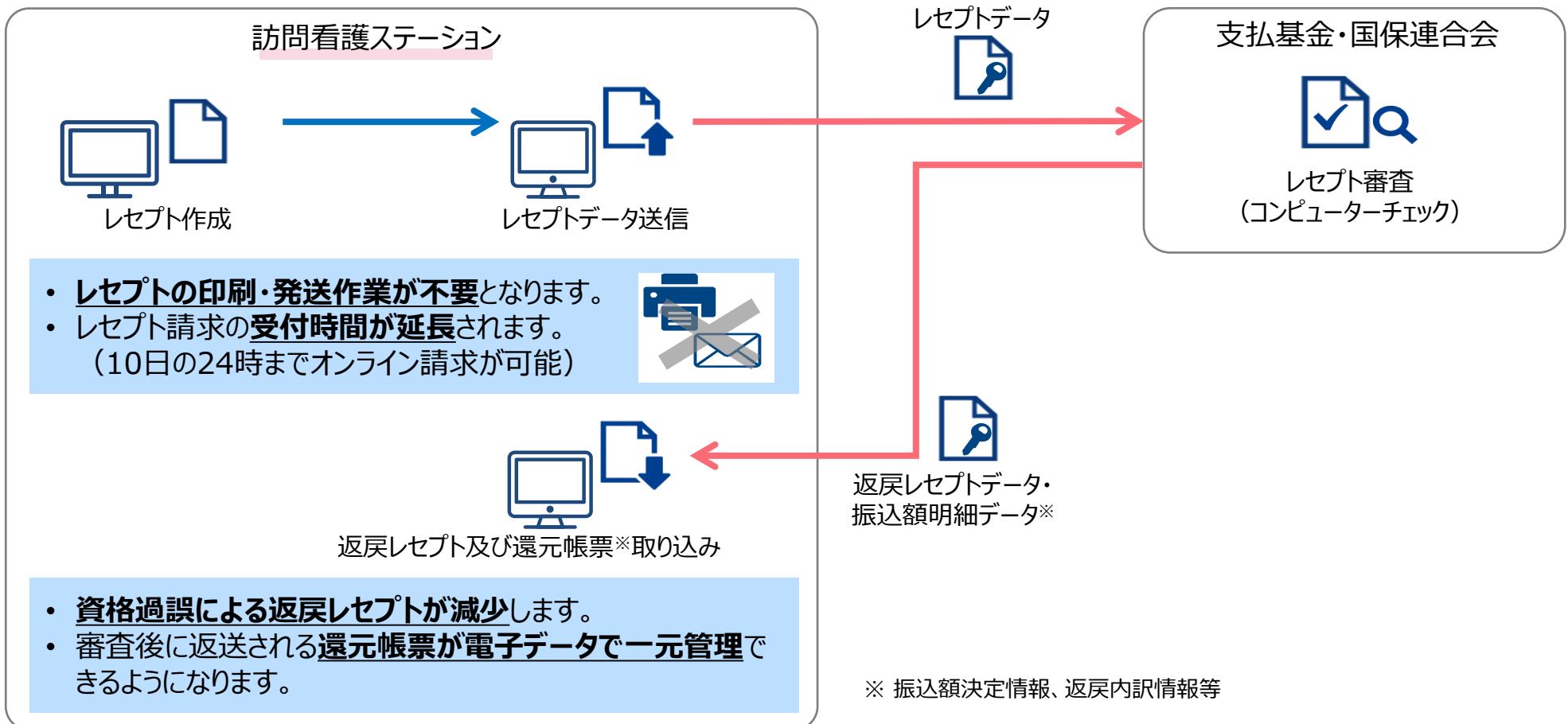
## 2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



\*1 : 保険者からの再審査請求は紙運用

# 訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少する見込みです。



- ・オンライン資格確認、オンライン請求  
導入までの作業の流れ

ひと、くらし、みらいのために



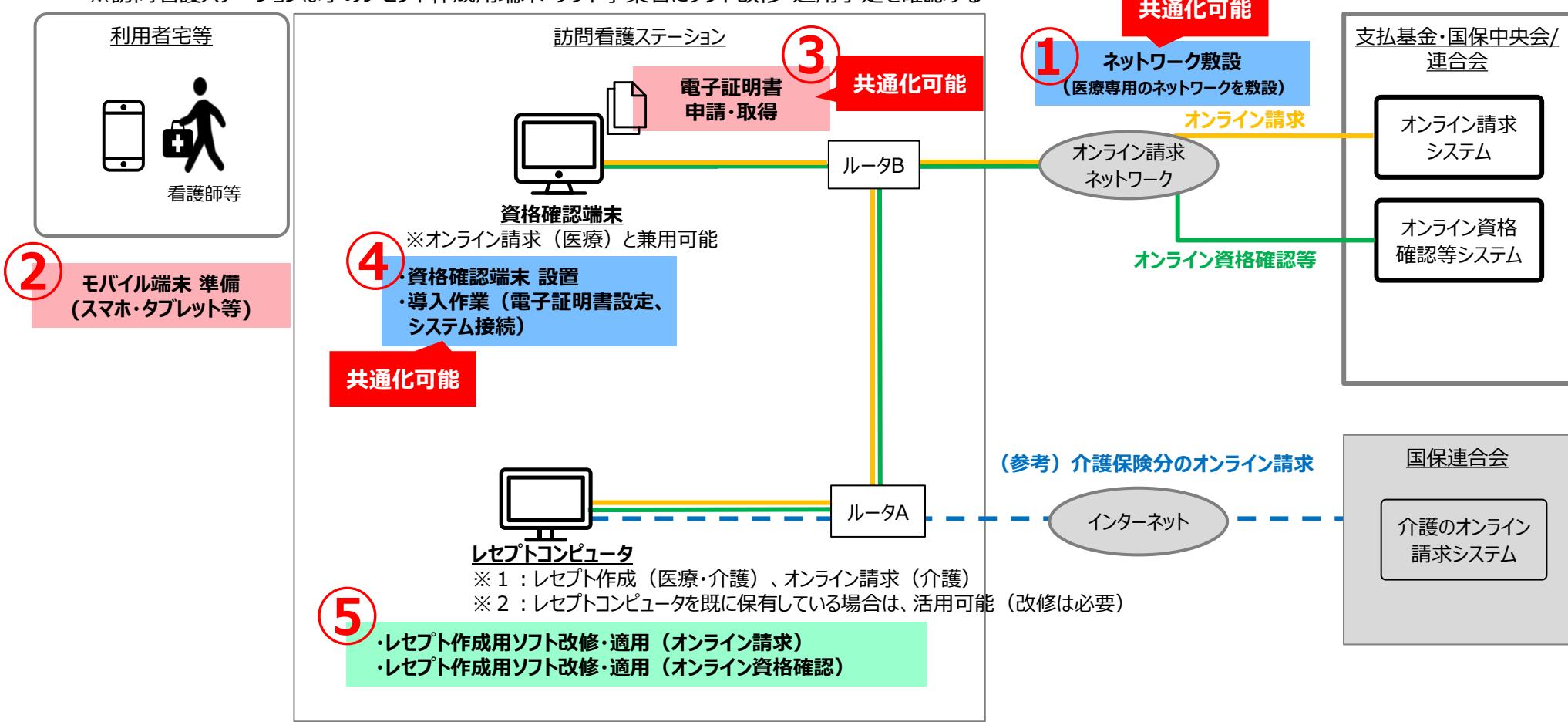
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 導入に向けた作業イメージ

【オンライン資格確認・オンライン請求の開始までの流れ】

- ① 導入支援事業者により、ネットワーク敷設（申込から数週間～1ヶ月程度）。※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり
- ② 訪問看護ステーションが、モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ③ 訪問看護ステーションが、医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書をダウンロード。
- ④ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を搬入。電子証明書を設定し、システムに接続（令和6年2月より運用テスト可能）。
- ⑤ レセプト作成用端末・ソフト事業者が、改修したレセプト作成用ソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。

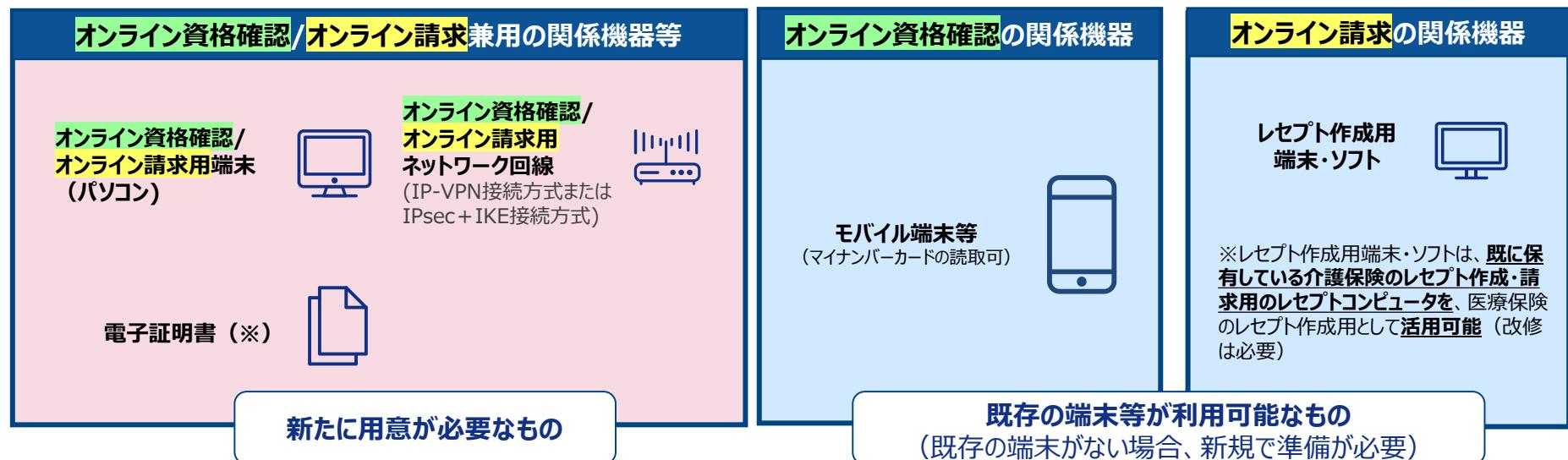
※訪問看護ステーションは予めレセプト作成用端末・ソフト事業者にソフト改修・適用予定を確認する



## ＜参考＞オンライン資格確認・オンライン請求の関係

- ・ オンライン資格確認は、マイナンバーカードを用いて利用者の医療保険における直近の資格情報を確認する仕組みです。また、本人の同意に基づき、利用者自身の診療/薬剤情報等を閲覧することも可能です。
- ・ オンライン請求は、レセプトを「紙」ではなく「電子」で作成し、ネットワーク回線によりオンラインで請求するものです。
- ・ オンライン資格確認用として用意した**資格確認端末、ネットワーク、電子証明書**は、**オンライン請求**と兼用可能です。

### 訪問看護ステーションで必要な機器等



(※) 電子証明書とは、使用する端末が、オンライン資格確認やオンライン請求における通信を許可された端末であることを証明するために必要なもので、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請の上、ダウンロードすることにより取得します。

# 導入に向けた準備作業の概要

## 1. 見積依頼・発注

### 1-1

#### 見積のご相談・ご依頼

まずは①導入支援事業者(注)と  
②現在契約しているレセプト作成用  
端末(レセコン)の事業者に相談し、  
見積依頼を進めてください。(今後、導入支援事業者においてオンライン資格確認の導入パッケージを発売予定です)

#### ◆主な見積対象



モバイル端末(スマホ・タブレット)  
(マイナカードの読み取可のもの。  
現在お使いの業務端末も併用可)



オンライン資格確認/  
オンライン請求用端末  
(導入支援事業者)  
レセプト作成用端末・  
ソフト(現在契約している  
レセコンのソフト改修)



オンライン資格確認/  
オンライン請求用  
ネットワーク回線の敷設  
(IP-VPN接続方式または  
IPsec+IKE接続方式)  
(導入支援事業者)



<□チェックリスト>  
□ 現在の利用状況の確認  
□ 見積のご相談・ご依頼

### 1-2 発注

見積内容を確認後、  
発注を行ってください。  
発注後、導入支援事  
業者等と相談しつつ、導  
入に向けた準備作業を行  
ってください。

#### ◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注(契約)

<□チェックリスト>  
□ 発注

## 2.

## 導入・運用準備

### 2-1 導入

まず、下記1.の各利用申請を行ってください。  
システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウエア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。  
また、現在契約しているレセプト作成用端末(レセコン)または、レセプト作成用ソフトの事業者にレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。

#### ◆導入準備例



システム導入・機器の  
セットアップ

<□チェックリスト>

#### 1. 総合ポータルサイトにおいて

- アカウント登録 ※R6.1～可能予定
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請
- 電子証明書発行申請  
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です
- 2. 現地での導入手続
- オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ(導入支援事業者)
- レセプト端末のソフト改修(レセコン事業者)
- 接続・運用テスト

### 2-2 運用準備

業務等の変更点を確認し、  
運用開始に向けた各種準備  
を行ってください。

居宅等での利用者への対  
応やステーションでの事務など  
をイメージいただき、導入後  
の業務等の確認を行ってくだ  
さい。

#### ◆運用準備例



業務の確認

<□チェックリスト>

- 業務等の  
変更点の確認

## 3.

## 補助金申請 (導入完了後)

### 3-1 補助金申請

ポータルサイト等の掲載  
内容を確認し、ポータルサ  
イトを通じて補助金の申請  
を行ってください。

#### ◆補助金申請方法



ポータルサ  
イト  
から申請

<□チェックリスト>

- 必要書類の受領/  
準備(領収書等)
- 補助金申請  
※別途申請方法は  
ご案内します

(注) 導入支援事業者に関してはP28をご参照ください

上記は一般的な準備のステップとなります。各事業所でお使いのネットワーク状況やご契約のレセプト作成用端末(レセコン)などの状況に応じて、  
準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは導入支援事業者にご確認ください!



# STEP 01：見積のご相談・ご依頼

## 見積のご相談・ご依頼

現在の利用状況を踏まえた見積のご相談・ご依頼を行ってください

※①導入支援事業者と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者とで調整先が異なる点にご留意ください

### ☑チェックリスト

#### 現在の利用状況の確認

- レセプト作成用端末・ソフトの有無、製品名
- ネットワーク回線の確認 ※事業者名、回線種別、サービス名

#### 見積のご相談・ご依頼

- 導入支援事業者へオンライン資格確認及びオンライン請求の導入について見積をご相談・ご依頼し、導入を希望する時期もお伝えください。（導入支援事業者には、お使いのレセプト作成用端末の事業者・製品名、ネットワーク回線の状況等もお伝えください。）
- 並行して、レセプト作成用端末（レセコン）の事業者にもソフト改修の見積をご相談・ご依頼ください。

### ◆主な見積対象



モバイル端末(スマホ・タブレット)  
(マイナカードの読み取り可のもの。  
現在お使いの業務端末も併用可)



オンライン資格確認/  
オンライン請求用端末



レセプト作成用端末/  
レセプト作成用ソフト  
(現在契約しているレセコンのソ  
フト改修)



オンライン資格確認/  
オンライン請求用ネットワーク回線  
の敷設(IP-VPN接続方式またはIPsec +  
IKE接続方式)

※導入支援事業者がパッケージ商  
品として販売する可能性があります

見積依頼先：導入支援事業者

見積依頼先：レセプト作成用端  
末（レセコン）の事業者

見積依頼先：導入支援事業者

## STEP 02：発注

### 発注

導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者から受領した見積内容を確認後、発注を行ってください

発注後、令和6年1月からのオンライン資格確認/オンライン請求利用申請開始に向けた準備作業を行ってください

チェックリスト

発注

#### 【留意事項】

- ✓ 導入支援事業者においては、機器準備や現地での導入作業要員の手配が必要なため、発注から機器の搬入、現地でのセットアップ作業まで時間がかかります。  
実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、導入支援事業者とお早めにご相談ください。
- ✓ 令和6年1月からの各利用申請開始に向けて、導入支援事業者とご相談するとともに、並行して、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者に対してソフト改修のご相談・見積を進めてください。

# STEP 03：導入

## 導入

- まず、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント登録を行ってください  
※令和6年1月からアカウント登録が可能となる予定です
- アカウント登録後、総合ポータルサイトにてオンライン資格確認/オンライン請求の利用申請を行ってください
- 利用申請完了後、電子証明書の発行申請を行ってください  
※電子証明書はオンライン資格確認/オンライン請求共通です
- 電子証明書が届きましたら、システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策、運用テストを実施していただくこととなります。こうした機器のセットアップ・設定作業については、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください
- また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者にレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。
- 導入支援事業者などが現地に作業員を派遣して機器の搬入から設定まで作業することとなる場合、ステーション職員の立会いも必要な場合があります。導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者のどちらの事業者の作業も必要となります。

# STEP 03：導入

## 導入

### □チェックリスト

#### 1. 総合ポータルサイトにおいて

- アカウント登録
  - 令和6年1月から医療機関等向け総合ポータルサイトへの登録が可能となる予定です。
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請・開始届
- 電子証明書発行申請
  - オンライン資格確認/オンライン請求共通になります
  - 電子証明書は簡易書留での受け取りとなります

#### 2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ（導入支援事業者）
- レセプト作成用端末のソフト改修（レセコン事業者）
- 接続・運用テスト

## STEP 04：運用準備

### 運用準備

業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

チェックリスト

業務等の変更点の確認

<具体的な作業内容例>

- ✓ 居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。
- ✓ 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。

## STEP 05：補助金申請

### 補助金申請（導入完了後）

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、ポータルサイトを通じて補助金の申請を行ってください

#### ☑チェックリスト

- 必要書類の受領/準備（領収書等）
- 補助金申請

※補助金に関する詳細な内容については、実施要領などで別途周知いたします。

※領収書は、導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者から受領するケースが多いと考えられ、少なくとも2枚になると想定されます。これらの領収書をまとめて補助金申請することとなりますので、ご留意ください。

# 今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年度)							令和6年度 (2024年度)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
マイルストン	R6診療報酬改定施行 ★												秋：保険証廃止 ★	
オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組	総合ポータルサイト開設 (説明資料、動画等) ★			総合ポータルサイト更新 (利用申請、 電子証明書発行) ★										義務化 経過措置 ★
訪問看護ステーション														✓ 訪問看護ステーションごとに順次導入
	準備・導入作業 (導入支援事業者等へ見積依頼・契約調整)						接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)						オンライン請求開始 ※報酬改定が6月から あることを踏まえた対応	
													オンライン資格確認開始	

# 訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

## 1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
  - ① マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
  - ② ネットワーク環境の整備
  - ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

## 2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

- ※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能であり、補助対象として盛り込む。
- ※ 補助金申請期間(開始/終了月)は現在最終調整中のため、確定次第周知を予定。申請は医療機関等向け総合ポータルサイトで受付予定。また、運用テスト（令和6（2024）年2月）以降で補助金申請受付を予定。

- ・オンライン資格確認導入後の  
訪問看護における資格確認等の流れ

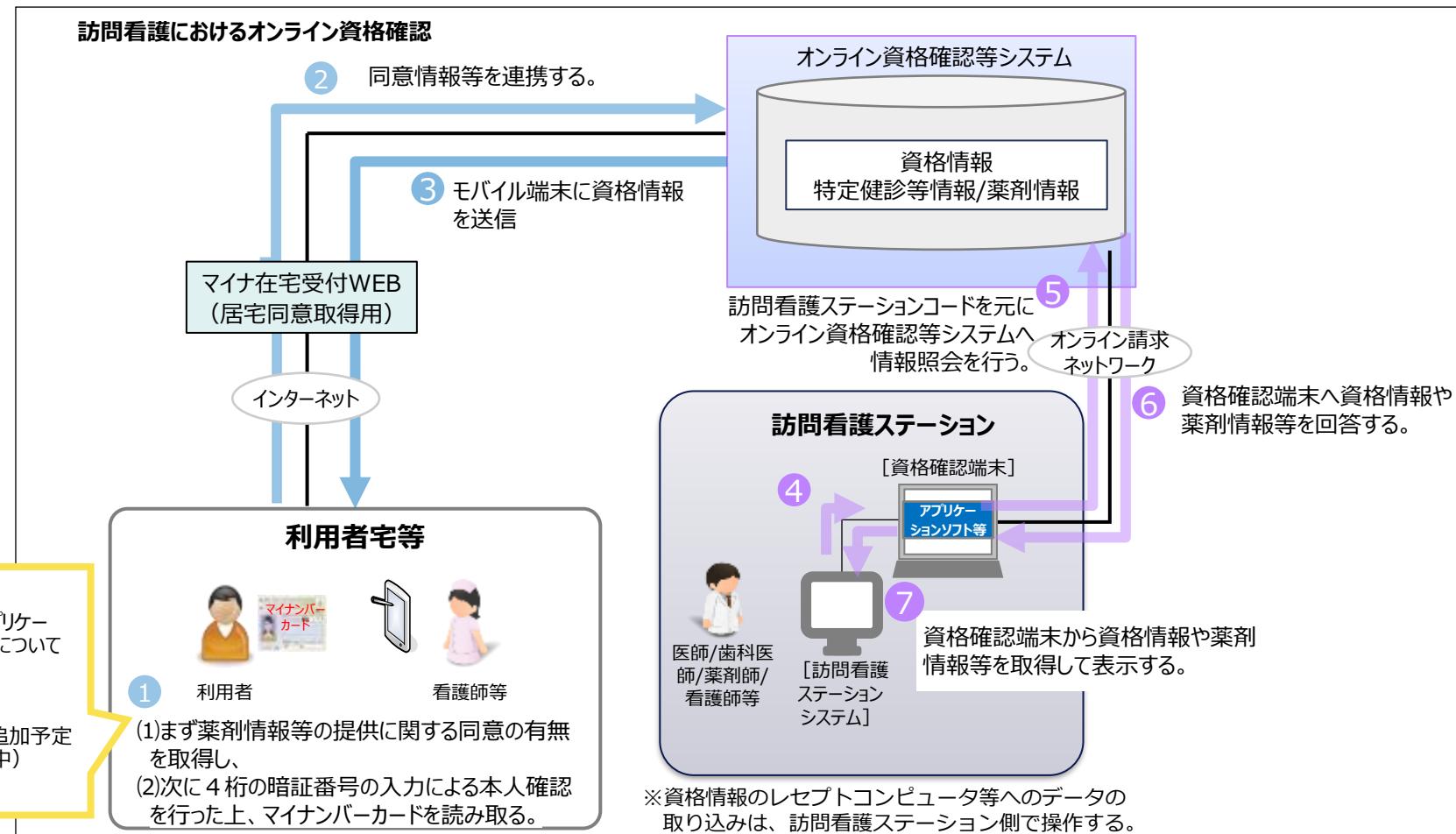
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
  - 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



# 「マイナ在宅受付Web（居宅同意取得型）」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等からWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、患者が同意の有無を選択します。
- 登録する同意情報の内容を確認します。

## 利用者宅等

①訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーションの  
モバイル端末等



(読み取り機能付き)

## 薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

②診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、利用者が同意の有無を選択

オンライン資格確認Web  
訪問看護業者

メニュー

同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。  
過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニュー ボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、[マイナポータルサイト](#)にて登録するようお願いします。

同意登録をする

OOOOOO医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

診療情報および薬剤情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。  
※ この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意する × 同意しない

限度額情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?

同意する × 同意しない

手術情報の提供 ?

同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を登録する

マイナンバーカードの利用者証明電子証明書のパスワードを入力していただけます

選択内容を修正する

前の画面に戻ります

次頁 ▲

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供 同意しない

診療情報および薬剤情報の提供 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) 同意しない または40歳未満

限度額情報の提供 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 同意しない

同意内容を登録する

選択内容を修正する

## 「マイナ在宅受付Web（居宅同意取得型）」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- モバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移して、患者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

### ▶ 本人確認（マイナポータル）

③ 4桁の暗証番号を入力

④ マイナンバーカードをかざす



### ▶ 同意登録、資格確認

⑤ 同意登録が完了、資格情報を取得

The screenshot shows the 'Online Qualification Confirmation Web' interface. It displays a success message '同意登録完了' (Consent Registration Completed) and a summary of completed items: '入力' (Input), '確認' (Confirmation), and '完了' (Completed). Below this, it lists several service agreements with checkboxes:

- オンライン資格確認Web (訪問診療等)
- 同意する
- 資格情報
  - 氏名: マニュアルテストユーザー2
  - フリガナ: マニュアルテストユーザー
  - 被保険者証区分: 被保険者証 (一般)
  - 限度額適用認定証区分: 限度額適用区分認定証
  - 限度額適用認定証適用区分: ア
  - 一部負担割合: 1割負担
  - 特定疾病療養受療証認定疾病区分: 交付なし
- 診療情報および薬剤情報の提供
  - 同意する
- 特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
  - 同意する
- 限度額情報の提供
  - 同意する

## ・ホームページ・問合せ先のご案内

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイト（※）では訪問看護（医療保険分）におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト（医療保険請求分）におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

※ 医療機関等向け総合ポータルサイトは、10月上旬に開設予定。

オンライン資格確認システムの利用拡大が始まります！

重要なお知らせ

新規ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認

電子処方箋管理サービス

電子カルテ

## 医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス  
-- Various Information of Medical Fee --

トップページ 診療報酬改定 NEW 基本マスター関連 レセプト重算処理関連 薬剤分類情報閲覧システム その他

訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化に関する情報

訪問看護の事業所数とレセプト件数は、高齢化の進行に伴い大幅に増加しており、今後も増加が見込まれることから、訪問看護事業所における訪問看護のレセプト請求事務や保険者・審査支払機関のレセプト処理業務の効率化を図る必要があります。

これまで医療保険請求分にかかる訪問看護レセプトは紙運用が継続されてきましたが、令和6年7月請求（令和6年6月診療分）から、医科レセプト等と同様、訪問看護レセプトはオンライン請求を開始する予定です。（令和5年9月29日）

なお、各掲載資料の内容については今後変更となる可能性があります。

【参考】第168回社会保障審議会医療保険部会（令和5年9月29日開催）資料1

1 記録条件仕様案（訪問看護）

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

- 記録条件仕様案(一次請求)
- 記録条件仕様案(レセプトコード)
- 記録条件仕様案(返戻・返戻再請求)

- (前回掲載からの変更内容)
- (前回掲載からの変更内容)
- (前回掲載からの変更内容)

## 診療報酬情報提供サービス

[https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece\\_nursing\\_menu.jsp](https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp)

# 問合せ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認とオンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

## オンライン資格確認等 センター

(医療保険分)  
オンライン資格確認の  
概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応  
(例:モバイル端末等)

運用テストに係る対応や  
スケジュールの詳細

費用補助  
(金額や手続き等)

オンライン資格確認/オン  
ライン請求の兼用端末、  
ネットワークに係る対応

電子証明書に係る対応

## オンライン請求 (訪問看護) サポートデスク

訪問看護レセプト(医療保  
険請求分)のオンライン請  
求の概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応  
(例:レセプト作成用端末等)

オンライン請求システムの  
セットアップ

## 電話



- 営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)
- 電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)  
※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

## 問い合わせフォーム



### 操作手順

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、  
担当者から回答があります。  
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

## メール



### メールアドレス:

[houkan-seikyu-support@qunie.com](mailto:houkan-seikyu-support@qunie.com)  
※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問  
看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力  
をお願いいたします。

## 導入支援事業者等（予定）

- 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

### 【導入支援事業者（予定）】※順不同

- NTT東日本（東日本電信電話株式会社）
- NTT西日本（西日本電信電話株式会社）
- リコージャパン株式会社
- 株式会社NTTデータ中国
- 菱洋エレクトロ株式会社

- 今後、導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売を開始する予定です。

- 各社の問い合わせ先については、医療機関等向け総合ポータルサイトにて公開しております。  
(URL : [https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm\\_index](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index))